

令和3年度 北海道の人事行政運営状況

北海道の人事行政の運営状況について

1 任用

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和2年	令和3年		
一般行政部門	議会	67	65	▲2	事務の統廃合に伴う体制縮小 等 事務の統廃合に伴う体制縮小 等 軽自動車税環境性能割の導入による体制強化 等 児童相談所の体制強化 等 感染症対策に係る体制整備 等 欠員補充 災害復旧事業終了に伴う体制縮小 等 感染症対策に係る体制整備 等 災害復旧事業終了に伴う体制縮小 等
	総務企画	2,238	2,211	▲27	
	税務	721	723	2	
	民生	1,206	1,218	12	
	衛生	1,833	1,890	57	
	労働	342	343	1	
	農林水産	3,690	3,672	▲18	
	商工	466	467	1	
	土木	2,267	2,230	▲37	
	小計	12,830 (565)	12,819 (528)	▲11 (▲37)	
特部別門行政	教育	37,322	37,520	198	欠員補充 等 欠員補充
	警察	11,969	11,999	30	
小計	49,291 (513)	49,519 (548)	228 (35)		
公会営計企業門等	病院	812	791	▲21	事務の統廃合に伴う体制縮小 事務の統廃合に伴う体制縮小
	その他	118	117	▲1	
小計	930 (35)	908 (21)	▲22 (▲14)		
合計		63,051 (1,113)	63,246 (1,097)	195 (▲16)	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 () 内は、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員であり、外書きです。

(2) 職員の採用及び退職等の状況（令和3年度）

【知事部局等】

(単位：人)

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	610	297	120	12	241	0	1	0	671
医療職	137	43	9	2	88	0	0	0	142
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	747	340 (41.8)	129 (15.9)	14 (1.7)	329 (40.5)	0 (0.0)	1 (0.1)	0 (0.0)	813

【教育委員会】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	157	66	12	5	73	0	1	0	157
医療職	2	0	0	0	4	0	0	0	4
技能労務職	0	10	0	0	0	0	0	0	10
教育職	1,123	964	158	29	758	0	4	1	1,914
合計 (構成比)	1,282	1,040 (49.9)	170 (8.2)	34 (1.6)	835 (40.0)	0 (0.0)	5 (0.2)	1 (0.1)	2,085

【警察本部】

区分 職種	採用	離職							合計
		退職				免職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合・その他	分限	懲戒	失職	
一般行政職	71	22	6	1	34	0	0	0	63
医療職	2	0	1	0	3	0	0	0	4
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察職	557	202	31	6	254	0	1	0	494
合計 (構成比)	630	224 (39.9)	38 (6.8)	7 (1.2)	291 (51.9)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	561

- (注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含めています。
 2 知事部局等に、教育委員会、道警本部以外の各種委員会分を含めています。
 3 再任用職員を含みません。

(3) 障害者の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	令和2年度					令和3年度				
	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率	①対象職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率
知事部局	12,830人	340人	2.65%	0人	2.5%	12,927.5人	355人	2.75%	0人	2.6%
企業局	100.5人	2人	1.99%	0人	2.5%	105人	2人	1.90%	0人	2.6%
道立病院局	454.5人	5人	1.10%	6人	2.5%	461.5人	10人	2.17%	1人	2.6%
道議会事務局	85人	2人	2.35%	0人	2.5%	83人	2人	2.41%	0人	2.6%
監査委員事務局	46.5人	2人	4.30%	0人	2.5%	50.5人	2人	3.96%	0人	2.6%
警察本部	1,439人	41人	2.85%	0人	2.5%	1,443人	41人	2.84%	0人	2.6%
教育委員会	30,804.5人	711.5人	2.31%	27.5人	2.4%	30,686人	714.5人	2.33%	52.5人	2.5%

- (注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数です。
 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員（週所定労働時間20時間以上30時間未満）以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。
 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、④欄の「不足数」が0となることをもって法定雇用率達成となります。
 したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となります。

2 人事評価

地方公務員法に基づき、各任命権者において、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価）を実施しておりますが、代表として知事部局の概要を掲載します。

(1) 対象職員（被評価者）

人事評価は次に掲げる職員以外の一般職の職員を対象に実施しました。

- ①非常勤職員（会計年度任用職員を除く）
- ②他の団体等への派遣職員等人事評価の実施が困難である職員

(2) 実施方法

能力評価及び業績評価を「人事評価記録書」を用いて行いました。

人事評価	能力評価	評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を評価（評価期間：10月1日～9月30日）
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を評価（評価期間：4月1日～9月30日、10月1日～翌年3月31日）

※会計年度任用職員の能力評価及び業績評価の各評価期間は、その任用期間。

なお、能力評価は評価項目ごとに、業績評価は業務目標ごとに、それぞれaからeまでの5段階で個別に評価したうえで、能力評価又は業績評価の結果をAからEまでの5段階で総括的に評価しました。

(3) 評価者

別表のとおり対象職員の直近上位の管理職員を1次評価者とし、その上位の管理職員を2次評価者として行いました（会計年度任用職員については、直近上位の管理職による評価のみ実施）。

(4) 研修の実施

新任課長補佐級職員に対して、評価能力向上のための「人事評価者研修」を実施しました。

(5) 評価結果の開示等

人事評価の結果は原則として、被評価者の開示を行うとともに、評価の根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとしました。

(6) 評価結果の活用

人事評価の結果は、勤勉手当の成績区分及び昇給区分の判定、昇任、分限処分の契機として活用しました。

（別表）

被評価者	1次評価者	2次評価者
本庁部長、（総合）振興局長	副知事	—
本庁部次長等	部長	副知事
本庁課長等	部次長等	部長
本庁課長補佐、主任技師等	課長等	部次長等
（総合）振興局副局長等	（総合）振興局長	副知事
（総合）振興局部長等	（総合）振興局副局長	（総合）振興局長
（総合）振興局課長等	（総合）振興局部長	（総合）振興局副局長
出先機関の長等（特に困難な出先の長級以上）	所管部長等	副知事
出先機関の次長、部長、副所長等（本庁課室長級以上）	出先機関の長又は部次長	所管部長等
出先機関の課長、出張所長等（総括普及指導員級以下）	出先機関の次長、部長、副所長等	出先機関の長又は部次長
本庁の職員（上記以外）	本庁課長補佐等	本庁課長等
（総合）振興局の職員（上記以外）	（総合）振興局課長等	（総合）振興局部長等
出先機関の職員（上記以外）	出先機関の管理職員	出先機関の長等

3 給与

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 元年度の人件費率
2年度	R3.1.1 5,190,638 人	千円 3,100,102,459	千円 31,810,833	千円 557,130,495	% 18.0	% 23.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
3年度	61,543 人 (1,015 人)	千円 256,828,463 (1,753,183)	千円 57,771,377 (184,872)	千円 100,426,188 (354,434)	千円 415,026,028 (2,292,489)	千円 6,743 (2,259)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 給与費は補正後の予算に計上された額です。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	北海道			国		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	319,355 円	362,822 円	42.9 歳	325,827 円	407,153 円	43.0 歳
教育職(中・小)	371,069 円	401,795 円	44.3 歳	/		
教育職(高校)	380,791 円	412,432 円	46.0 歳			
警察職	317,758 円	362,734 円	38.0 歳	320,029 円	378,869 円	41.4 歳

- (注) 1 平均給与月額は、給料の月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当、へき地手当、寒冷地手当（年額の1/12）の合計額です。
 2 教育職（中・小）及び教育職（高校）については、国に対応する給料表がありません。

(4) ラスパイレス指数の状況（令和3年4月1日）

北海道職員の一般行政職の給与水準は、国家公務員を100としたラスパイレス指数でみると、都道府県の平均99.9に対して99.2となっています。

(5) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日）

区分	北海道		国	
	決定初任給	決定初任給	決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	/
	高校卒	150,600 円	150,600 円	
教育職(中・小)	大学卒	204,000 円		
	高校卒	160,000 円		
教育職(高校)	大学卒	204,000 円		
	高校卒	160,000 円		
警察職	大学卒	203,800 円	211,400 円	
	高校卒	173,400 円	173,400 円	

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	261,291 円	302,082 円	353,288 円
	高校卒	226,271 円	262,094 円	313,840 円
教育職(中・小)	大学卒	311,043 円	354,503 円	391,149 円
教育職(高 校)	大学卒	309,933 円	354,157 円	396,023 円
警 察 職	大学卒	280,878 円	329,019 円	381,326 円
	高校卒	256,550 円	292,788 円	343,767 円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合における採用後の年数をいうものです。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標 準 的 な 職 務 内 容		主事 技師	主事 技師	主任	本庁の主査 (総合)振興 局の係長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長 (総合)振興 局の出張所長	本庁の主幹 (総合)振興 局の課長
職 員 数		2,129 人	1,578 人	1,735 人	5,747 人	734 人	1,693 人
構 成 比		14.8 %	10.9 %	12.0 %	39.9 %	5.1 %	11.7 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	14.4 %	10.7 %	10.8 %	41.4 %	6.9 %	10.4 %
	5 年 前 の 構 成 比	10.3 %	7.1 %	10.2 %	47.7 %	10.0 %	9.4 %

区 分		7 級	8 級	9 級	10 級	計
標 準 的 な 職 務 内 容		本庁の課長 (総合)振興局 の部長 (総合)振興局 の室(次)長	本庁の課長 (総合)振興局 の部長	本庁の部次長 (総合)振興局 の部長	本庁の部長	
職 員 数		428 人	250 人	107 人	13 人	14,414 人
構 成 比		3.0 %	1.7 %	0.7 %	0.1 %	100 %
参 考	1 年 前 の 構 成 比	2.9 %	1.7 %	0.7 %	0.1 %	100 %
	5 年 前 の 構 成 比	2.5 %	1.8 %	1.0 %	0.1 %	100 %

(注) 1 北海道職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 昇給の状況（令和3年1月1日～）

昇給は、勤務実績に基づき昇給区分を決定している。

区分		極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
本庁課長級以上	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	3号俸	2号俸	昇給しない
一般職員	高齢層職員	2号俸	1号俸	昇給しない		
	上記以外	8号俸	6号俸	4号俸	2号俸	昇給しない

※高齢層職員とは、4月1日現在で55歳を超えて在職する職員をいう。

(9) 職員手当の状況

区分	北海道				国					
期末手当 勤勉手当	(3年度支給割合)				(3年度支給割合)					
		期末手当		勤勉手当			期末手当		勤勉手当	
		一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部		一般職員	特定幹部	一般職員	特定幹部
	6月期	1.275月分 (0.725)月分	1.075月分 (0.625)月分	0.95月分 (0.45)月分	1.15月分 (0.55)月分	6月期	1.275月分 (0.725)月分	1.075月分 (0.625)月分	0.95月分 (0.45)月分	1.15月分 (0.55)月分
	12月期	1.125月分 (0.625)月分	92.5月分 (0.525)月分	0.95月分 (0.45)月分	1.15月分 (0.55)月分	12月期	1.275月分 (0.725)月分	1.075月分 (0.625)月分	0.95月分 (0.45)月分	1.15月分 (0.55)月分
	計	2.4月分 (1.35)月分	2.0月分 (1.15)月分	1.9月分 (0.9)月分	2.3月分 (1.1)月分	計	2.55月分 (1.45)月分	2.15月分 (1.25)月分	1.9月分 (0.9)月分	2.3月分 (1.1)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%					
退職手当	(3年4月1日現在)				(3年4月1日現在)					
	(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分		勤続20年	19.6695月分		24.586875月分	
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分		勤続25年	28.0395月分		33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分		勤続35年	39.7575月分		47.709月分	
	最高限度額	47.709月分		47.709月分		最高限度額	47.709月分		47.709月分	
	その他の加算措置 定年前早期退職(2～30%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職(2～45%加算)					
	退職時特別昇給 なし				退職時特別昇給 なし					

(注) 期末手当、勤勉手当の項中の()内は、再任用職員に係る支給割合です。

地域手当 (令和3年4月1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	大阪府大阪市	神奈川県横浜市	愛知県刈谷市	愛知県名古屋市	札幌市	医師
	支給率	20%	16%	16%	16%	15%	3%	16%
	支給対象職員数	47人	2人	1人	1人	2人	13,567人	81人
	国の制度(支給率)	20%	16%	16%	16%	15%	3%	16%

特殊勤務手当 (令和3年4月実績)	区分	全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	34.9%
	支給職員1人当たり平均支給月額	12,500円
	手当の種類(手当数)	46種類
	代表的な手当の名称	医学研究調査手当、税務手当、職業訓練手当、社会福祉業務手当、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、作業手当、夜間特殊業務手当

時間外勤務手当	支給実績（令和2年度決算）	7,994,818千円
	職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	442千円
	支給実績（令和元年度決算）	8,093,622千円
	職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	326千円

（令和3年4月1日現在）

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 （月額：配偶者・扶養親族 3,500円～6,500円、 子 10,000円～15,000円）	同	
住居手当	借家等に居住する職員又は単身赴任している職員の配偶者等が借家等に居住している場合に支給。 （月額 28,000円以内）	異	支給対象者の自己負担額 【道】月額 13,000円を超える者 【国】月額 16,000円を超える者
通勤手当	通勤のために交通機関を利用、又は交通用具を使用している職員に支給。 （交通機関：月額 55,000円以内 交通用具：月額 31,600円以内）	異	交通用具使用者に係る通勤手当額について、5km以上10km未満の区分 【道】4,600円 【国】4,200円

4 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

① 1日の勤務時間

一般の職員	教育職員	警察職員
7時間45分	7時間45分	7時間45分

② 職員の一般的な勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間
8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

【知事部局】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	152,868日	12,112人	12.6日
【教育委員会】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	194,584日	13,746人	14.2日
【警察本部】	総使用日数(a)	全対象職員数(b)	平均使用日数(a)/(b)
	162,559日	10,966人	14.8日

(注) 全対象職員数とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの全期間に在職した一般職員（教育委員会においては、市町村立学校等に勤務する道費負担の職員を除く）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、これらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 特別休暇等の状況

(令和3年4月1日現在)

種 類		付与日数
1	公民権行使休暇	必要と認められる期間
2	官公署出頭休暇	必要と認められる期間
3	骨髄移植等休暇	必要と認められる期間
4	ボランティア休暇	5日以内
5	結婚休暇	5日以内
6	妊娠障害休暇	14日以内
7	産前休暇	産前8週間から必要期間
8	産後休暇	産後8週間
9	育児休暇	1日2回合わせて2時間以内
10	生理休暇	1回につき3日以内
11	配偶者出産休暇	3日以内
12	育児参加休暇	5日以内
13	子の看護休暇	5日以内（子が2人の場合は10日以内、3人以上の場合は15日以内）
14	短期介護休暇	5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日以内）
15	忌引休暇	1～7日以内
16	法要祭日休暇	1日以内
17	夏季休暇	7～9月で3日以内
18	リフレッシュ休暇	勤続30年 3日以内 勤続20年 2日以内
19	住居滅失休暇	7日以内
20	災害事故休暇	必要と認められる期間
21	災害時退勤休暇	必要と認められる期間

(4) 介護休暇の取得状況（令和3年度中）

（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数（職員との続柄別）							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄 弟 姉 妹	孫	その他
男性職員	32	4	23	3	2	0	0	0	0
女性職員	56	9	37	7	3	0	0	0	0
計	88	13	60	10	5	0	0	0	0

	休暇の取得形式			
	計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	32	17	15	0
女性職員	56	34	22	0
計	88	51	37	0

	承 認 期 間						
	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	32	14	1	1	0	1	15
女性職員	56	19	10	4	1	3	19
計	88	33	11	5	1	4	34

5 休業

(1) 育児休業等の利用状況（令和3年度）

① 育児休業及び育児のための部分休業並びに育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となつた職員（育児休業等対象者数）			
				うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児 短時間勤務 取得者数	
男性職員	171	4	4	1,131	143	2	2
	5	4	1				
女性職員	560	62	21	554	523	12	7
	757	122	10				
計	731	66	25	1,685	666	14	9
	762	126	11				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には令和3年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数です。

2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者」、「育児短時間勤務」欄の上段の令和3年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者の数には「令和3年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」と「令和2年度以前に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）が取得可能となったが、令和3年度に新規に育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者」の両方が含まれますので、「令和3年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではありません。また下回ることもありません。

② 育児休業及び部分休業並びに育児短時間勤務の承認期間（令和3年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間（単位：人）

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	150	17	0	3	1	0	171
女性職員	21	137	101	79	73	149	560
計	171	154	101	82	74	149	731

(イ) 部分休業承認期間

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	3	1	0	0	0	0	4
女性職員	40	17	1	1	3	0	62
計	43	18	1	1	3	0	66

	1日の部分休業取得期間（平均）				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	0	2	0	2	4
女性職員	3	18	11	30	62
計	3	20	11	32	66

(ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
男性職員	2	2	0	0	4
女性職員	2	3	1	15	21
計	4	5	1	15	25

(2) 自己啓発等休業の利用状況（令和3年度）

① 自己啓発等休業の取得者数（単位：人）

	自己啓発等休業 取得者数	大学等 課程の履修	国際貢献 活動
男性職員	1	0	1
	0	0	0
女性職員	1	0	1
	4	3	1
計	2	0	2
	4	3	1

(注) 1 「自己啓発等休業取得者数」、「大学等課程の履修」及び「国際貢献活動」欄の上段には令和3年度中に新たに自己啓発等休業を取得した者、下段には自己啓発休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数です。

② 自己啓発等休業の承認期間（令和3年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）

（単位：人）

	自己啓発等休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	1	0	1
女性職員	1	0	0	1
計	1	1	0	2

(3) 配偶者同行休業の利用状況（令和3年度）

① 配偶者同行休業の取得者数（単位：人）

	配偶者同行休業 取得者数	配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での 勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学 における 修学	その他
男性職員	0	0	0	0	0
	2	2	0	0	0
女性職員	7	6	0	1	0
	5	5	0	0	0
計	7	6	0	1	0
	7	7	0	0	0

(注) 1 「配偶者同行休業取得者数」、「外国での勤務」、「事業経営その他個人が業として行う活動」、「外国の大学における修学」及び「その他」欄の上段には令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した者、下段には配偶者同行休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続けている者の数です。

② 配偶者同行休業の承認期間（令和3年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）

（単位：人）

	配偶者同行休業承認期間			
	1年以下	1年を超え 2年以下	2年を超え 3年以下	合計
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	5	2	7
計	0	5	2	7

(4) 修学部分休業の利用状況（令和3年度）

① 修学部分休業の取得者数（単位：人）

	修学部分休業 取得者数
男性職員	0 ----- 0
女性職員	1 ----- 0
計	1 ----- 0

(注) 1 「修学部分休業取得者数」の上段には令和3年度中に新たに修学部分休業取得した者、下段には修学部分休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

② 修学部分休業の1週間の取得時間（平均）（令和3年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）
（単位：人）

	修学部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間以下 20時間以下	合計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	0	1
計	0	1	0	0	1

(5) 高齢者部分休業の利用状況（令和3年度）

① 高齢者部分休業の取得者数
（単位：人）

	高齢者部分休業 取得者数
男性職員	0 ----- 0
女性職員	0 ----- 0
計	0 ----- 0

(注) 1 「高齢者部分休業取得者数」の上段には令和3年度中に新たに高齢者部分休業取得した者、下段には高齢者部分休業の期間が令和2年度以前から令和3年度にかけて引き続いている者の数です。

② 高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）（令和3年度中に新たに高齢者部分休業を取得した職員について）
（単位：人）

	高齢者部分休業の1週間の取得時間（平均）				
	5時間以下	5時間超え 10時間以下	10時間超え 15時間以下	15時間以下 20時間以下	合計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒（令和3年度）

(1) 分限処分事由別分限処分者数

（単位：人）

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	1	1,471	0	1,472
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	0	1	1,471	0	1,472
法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。

2 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

3 分限処分者数

ア 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

イ 令和3年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

ウ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしています。

エ 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

（単位：人）

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	9	9	4	1	23
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	2	2	0	0	4
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	37	27	15	7	86
合 計	48	38	19	8	113

7 服務規律の遵守に関する取組（令和3年度）

任 命 権 者	取 組	その内容	周知方法等
全任命権者	公務員倫理	倫理条例等の周知徹底及び倫理感の保持かん養等	職員向け情報サイトを通じた情報提供 公務員倫理研修の実施等
全任命権者	綱紀保持等	綱紀の厳正な保持の周知徹底	通達の施行等

8 職員の退職管理

本庁課長級以上の職にあった職員が、退職後2年間のうちに再就職した場合には、北海道職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、道への届出を義務付けており、届出のあった再就職の状況については、次のとおりです。

再就職の状況（令和3年度）

再就職先	知事部局	教育委員会	警察本部
要綱適用団体	6	0	0
民間企業	35	1	23
その他法人等	54	28	9

- (注) 1 要綱適用団体～ 「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」で定める、次のいずれかに該当する団体に再就職した者
- ①基本財産、資本金等に占める道の出捐金又は出資金の割合が25%以上
ただし、道からの補助金等がない団体にあつては、50%以上である団体
 - ②道の交付する補助金等の額が団体の歳出規模の50%以上である団体
- 2 民間企業～ 株式会社、有限会社等の民間企業に再就職した者
- 3 その他法人～ 上記以外の法人、団体等へ再就職した者

9 研修の実施状況（令和3年度）

ア 知事部局等

研修区分	任命権者	研修名等	修了者数等	
自己啓発	知事部局、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	自主研究グループ 通信教育	13グループ 40人	
職場研修	知事部局、企業局、道立病院局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局	公務員倫理研修 道政課題等研修 等	3,381回	
職場外研修	知事部局、企業局、道立病院局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、連合会区漁業調整委員会事務局、教育委員会（学校職員以外の職員）	階層別研修 （新採用職員研修Ⅰ等） 能力開発研修 （コミュニケーション力向上研修 政策科学研修 等） 各部研修 （新任税務職員研修 等） 委託研修（自治大学校 等）	3,349人 1,560人 1,308人 39人	
		監査委員事務局	事業経営実務講習会（下水道・病院事業経営事務）	1人
		労働委員会事務局	中央（基礎）研修、専門研修 等	16人

イ 教育委員会

研修区分		研修名等	修了者数等	
職場研修	学校職員以外の職員、学校職員	公務員倫理研修、教育行政課題研修 等	788回	
職場外研修	学校職員	基本研修 （初任段階教員研修、10年経験者研修 等） 専門研修 （教育課程研究協議会、生徒指導研究協議会 等） 課題研修 （学校経営・学校運営研修講座 等） 派遣研修 （教員長期研修派遣（大学院研修派遣） 等） 行政職員研修 （新採用職員等研修、新任事務長研修 等）	5,960人 3,311人 579人 21人 819人	
		学校職員以外の職員	新任指導主事研修、新任社会教育主事研修 等	120人

ウ 警察本部

研修区分	研修名等	修了者数等
自己啓発	教育図書のおすすめ、紹介	全所属配布
職場研修	教養セミナー	19回
職場外研修	採用時教養研修 (初任科研修 等)	924人
	各級昇任時教養研修 (警部補任用科(管区担当)研修 等)	409人
	部門別任用科教養研修 (生活安全任用科研修 等)	157人
	専科教養研修 (各専門的知識・技能の修得研修)	694人
	委託教養研修 (捜査員車両走行訓練委託教養(二輪) 等)	55人
	その他研修 (警視昇任時研修 等)	283人

10 福祉及び利益の保護 (令和3年度)

(1) 職員の福利厚生の実施状況

任命権者	項目	事業名	事業概要
知事部局	職員福利厚生・健康管理等	福利事業	各種福利厚生施設の維持管理
		職員福利厚生事務	健康・法律・退職等の相談業務やライフプランの支援等、職員の福利厚生を促進するための事業
		安全衛生管理事業	快適な職場環境を形成し、職員の健康の保持増進を図るための職場環境測定を実施
		職員健康診断事業	全職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
	職員公宅	職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育、保健指導等の実施
		職員公宅維持管理事業	職員公宅の小破修繕、長寿命化を図る大型改修工事及び法令に基づく各種保守点検等並びに職員公宅の一時的な不足を補うための民間住宅の借り上げ
		共済資金住宅年賦金	地方職員共済組合が建設した職員公宅の賃借料及び購入年賦金の支払い
教育委員会	福利厚生	公立学校教職員等退職準備事業	教職員等の生涯生活設計に関する自助努力を支援することにより、意欲の向上や勤務能率の増進を図る
	健康管理	職員健康診断事業	事務局及び道立学校職員を対象とした定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等を実施し、職員の健康の保持増進を図る
		職員健康管理事業	事務局及び道立学校職員を対象とした職員の健康管理充実のためにメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の整備等を行う
警察本部	福利厚生	生涯生活設計事業	職員が在職中はもとより退職後においても豊かで充実した人生を送るため、各世代におけるライフステージに応じた生涯生活設計を確立できるよう、自己啓発等を推進
	健康管理	職員健康診断事業	職員を対象とする一般定期健康診断や特定作業従事職員を対象とする特別健康診断等の実施
		職員保健指導事業	職員の健康管理及び心とからだの健康づくりを目的とする健康相談、健康教育及び保健指導等の実施

(2) 公務災害等の状況

(単位：人)

	区分	令和2年度 認定件数	令和3年度 認定件数	令和2年度 からの増減
知事部局等	公務災害	61	66	+5
	通勤災害	34	28	△6
	合計	95	94	△1
教育委員会	公務災害	376	386	+10
	通勤災害	35	36	+1
	合計	411	422	+11
警察本部	公務災害	124	126	+2
	通勤災害	10	17	+7
	合計	134	143	+9

令和3年度 人事委員会の業務状況

1 組織及び運営

(1) 委員

職名	氏名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	畷田 信知	非常勤	平成27年4月1日	令和5年8月28日
委員	大西 有二	非常勤	平成26年10月30日	令和4年10月29日
委員	木下 尊氏	非常勤	平成29年4月1日	令和7年10月28日

(2) 委員会開催状況

回	開催年月日	附議案件項目
1	令和3年4月9日	<p>【協議事項】</p> <p>1 公平審査における審理補助員の指名について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員等採用試験(C区分(経験不問枠))の申込状況について</p>
2	令和3年4月23日	<p>【協議事項】</p> <p>1 船員等の旅費の支給に関する規則等の一部改正について</p> <p>2 給料の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和3年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>2 令和2年度苦情相談の処理状況について</p> <p>3 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(一般行政A(第1回)等)の申込状況について</p>
3	令和3年6月8日	<p>【協議事項】</p> <p>1 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の審査について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(技術系A区分)の申込状況について</p>
4	令和3年6月16日	<p>【協議事項】</p> <p>1 令和3年度北海道行政職員採用試験(総合土木A(専門試験口述型))最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について</p>
5	令和3年7月6日	<p>【協議事項】</p> <p>1-1)不利益処分に係る審査請求の取扱いについて</p> <p>1-2)不利益処分に係る審査請求の取扱いについて</p> <p>2 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p>
6	令和3年7月27日	<p>【協議事項】</p> <p>1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(警察行政A(第1回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和3年職種別民間給与実態調査の実施結果について</p>
7	令和3年8月17日	<p>【協議事項】</p> <p>1 新たな職の設置に伴う人事委員会規則の一部改正等について</p> <p>2 令和3年度北海道行政職員採用試験(一般行政A(第1回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(B区分)の申込状況について</p> <p>2 令和3年人事院勧告・報告の概要について</p>
8	令和3年8月24日	<p>【協議事項】</p> <p>1 北海道人事委員会聴聞規則の一部改正について</p> <p>2 令和3年度北海道行政職員等採用試験(C区分(経験不問枠))最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p>
9	令和3年9月14日	<p>【協議事項】</p> <p>1 災害対策基本法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案中第1条に係る意見について</p> <p>2-(1)令和2年(不)第1号事案に係る裁決について</p> <p>2-(2)令和2年(不)第2号事案に係る裁決について</p> <p>3-(1)勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて</p> <p>3-(2)勤務条件に関する措置の要求の取扱いについて</p> <p>【報告事項】</p> <p>1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員等採用試験(A区分(第2回)及びC区分)の申込状況について</p>

10	令和3年9月29日	【協議事項】 1 令和3年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について 2 任期付職員(一般行政職・感染症対策)の採用について 【報告事項】 1 へき地学校及び特地区局の見直しについて
11	令和3年11月9日	【協議事項】 1 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について 2 令和3年度(2021年度)北海道行政職員等採用試験(B区分)最終合格者の決定及び採用候補者名の確定について
12	令和3年11月19日	【協議事項】 1 令和3年度(2021年度)北海道行政職員採用試験(警察行政A(第2回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
13	令和3年11月26日	【協議事項】 1 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案等に係る意見について
14	令和3年12月13日	【協議事項】 1 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について 2 贈与等報告書の審査について 3 令和3年度(2021年度)北海道行政職員等採用試験(一般行政A(第2回)等)最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 4 組織機構改正に伴う人事委員会規則の改正について 5 へき地学校及びその級別の指定等について 6 給与支払監理の実施について
15	令和4年2月1日	【協議事項】 1 北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則等の改正について 2 行政手続における押印等の見直しに伴う人事委員会規則等の改正について
16	令和4年2月15日	【協議事項】 1 令和4年度(2022年度)北海道行政職員等採用試験実施計画について
17	令和4年2月28日	【協議事項】 1 北海道職員のサービスの宣誓条例及び北海道公安委員会及び方面公安委員会の委員並びに北海道地方警察職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について 2 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に係る意見について 3 一般職の任期付職員の採用に係る承認について 4 特別の場合の昇格及び昇給の承認について
18	令和4年3月15日	【協議事項】 1 令和3年(不)第2号事案に係る裁決について 2 贈与等報告書の審査について 3 特地区局及びその級別区分の指定等について
19	令和4年3月22日	【協議事項】 1 北海道人事委員会議事規則の一部改正等について 2 管理職員等の範囲を定める規則等の一部改正について 3 北海道職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について 4 公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部改正について 5 北海道行政職員及び公立小中学校事務職員採用試験合格決定基準等の一部改正について 6 組織機構改正等に係る人事委員会規則等の一部改正について 【報告事項】 1 給与の支払監理に係る実施結果について
20	令和4年3月29日	【協議事項】 1 人事委員会事務局の主査以上の職にある者の任免について 2 令和3年(措)第2号事案に係る判定について

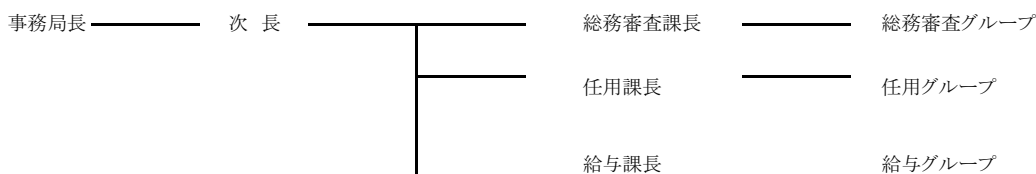
(3) 事務局

ア 職員数

(単位:人)

部次長級 以上	課長級	主幹級	主査級	一般職員	その他職員	計
2	3	4	10	13	4	36

イ 組織図



ウ 令和3年度予算

(単位:千円)

委員・職員費	一般庶務事務	採用試験等実施事務	給与勧告事務	公平審査等実施事務	労働基準法等施行事務	合計
302,551	9,818	23,316	1,998	1,186	624	339,493

(4) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

年 月 日	活動内容 (会議名等)	開催地	開催回数
—	全国人事委員会連合会総会	書面開催	1
—	全国人事委員会連合会役員会	書面開催	1
—	十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議	書面開催	1
—	十六都道府県人事委員会協議会事務局長会議	書面開催	1
—	東北・北海道地区人事委員会協議会委員長・事務局長会議	書面開催	1
—	東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議	書面開催	1

2 任用関係事務

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格発表日
A区分(5月) 一般行政・教育行政	令和3年5月16日	【小論文試験】 令和3年6月20日 【個別面接】 令和3年7月14日～22日		令和3年8月19日
A区分(5月) 警察行政	令和3年5月16日	令和3年7月5日～8日		令和3年7月30日
A区分(5月) 総合土木A (専門試験口述型)	令和3年5月16日	令和3年6月5日～6日		令和3年6月18日
C区分(5月) 経験不問枠	令和3年5月16日	令和3年6月26日～27日	令和3年8月9日	令和3年8月27日
A区分(6月) 技術系	令和3年6月20日	令和3年7月10日～12日		令和3年7月30日
A区分(9月) 一般行政・教育行政	令和3年9月26日	【小論文試験】 令和3年10月24日 【個別面接】 令和3年11月13日～17日		令和3年12月14日
A区分(9月) 公立小中学校事務	令和3年9月26日	令和3年11月8日、10日		令和3年12月14日
A区分(9月) 警察行政	令和3年9月26日	令和3年10月28日～29日		令和3年11月24日
A区分(9月) 技術系	令和3年9月26日	令和3年10月28日～29日		令和3年11月24日
B区分	令和3年9月26日	令和3年10月20日～23日、25日～27日		令和3年11月10日
C区分	令和3年9月26日	令和3年10月30日～31日、11月3日	令和3年11月27日～28日	令和3年12月14日
警察官試験(A区分) (第1回)	令和3年5月9日	令和3年6月5日、19日～20日		令和3年7月30日
警察官試験(A区分) (第2回)	令和3年9月19日	令和3年10月23日～24日、30日～31日		令和3年12月3日
警察官試験(B区分) (第1回)	令和3年5月9日	令和3年6月5日、19日～20日		令和3年7月30日
警察官試験(B区分) (第2回)	令和3年9月19日	令和3年10月23日～24日、30日～31日		令和3年12月3日

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

種 類	採用予定数	申込者数	受験者数	受験率	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
A区分(5月) 一般行政・教育行政	145	1153	1020	88%	613	245	4.2
A区分(5月) 警察行政	29	194	174	90%	102	53	3.3
A区分(5月) 総合土木A (専門試験口述型)	29	57	52	91%	42	32	1.6
C区分(5月) 経験不問枠	26	383	266	69%	128	26	10.2
A区分(6月) 技術系	116	239	203	85%	147	114	1.8
A区分(9月) 一般行政・教育行政・ 公立小中学校事務	55	492	381	77%	269	101	3.8
A区分(9月) 警察行政	2	30	20	67%	7	2	10.0
A区分(9月) 技術系	34	81	65	80%	46	32	2.0
B区分	208	1093	877	80%	612	367	2.4
C区分	142	674	554	82%	372	130	4.3
警察官試験(A区分) 第1回	165	891	627	70.4%	423	216	2.9
警察官試験(A区分) 第2回	55	564	255	45.2%	170	39	6.5
警察官試験(B区分) 第1回	55	938	648	69.1%	310	129	5.0
警察官試験(B区分) 第2回	165	1,510	892	59.1%	627	229	3.9

(2) 採用選考の実施状況

(単位：人)

職	部局	知 事	教育委員会	警 察	その他	計
部長及びその相当職		0	0	0	0	0
次長及びその相当職		0	0	0	0	0
課長及びその相当職		0	0	0	0	0
上記以外の職		27	5	0	1	33
合 計		27	5	0	1	33

(注) 職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則に基づき、任命権者において採用選考している職を除く。

令和3年 給与勧告等の概要

令和3年10月8日
北海道人事委員会

〔本年の給与勧告のポイント〕

- 月例給は改定なし
- ボーナス（期末・勤勉手当）を引下げ △0.15月分

《給与関係》

1 民間給与との比較

- ・ 道内民間事業所の従業員約15,000人に支払われた個人別給与を調査（完了率90.0%）
- ・ 月例給は、本年4月分の職員給与と民間給与について、給与決定要素である役職段階、学歴、年齢等が同じ者同士を対比させるラスパイレース方式により比較
- ・ ボーナス（期末・勤勉手当）は、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

〔民間給与との較差等〕

〈月例給〉

民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B（率）
371,323円	371,358円	△35円（△0.01%）

〈ボーナス〉

民間 A	職員 B	月数差 A-B
4.31月	4.45月	△0.14月

2 本年の改定

(1) 月例給

民間給与との較差が小さいことや人事院が月例給の改定を行わなかったことなどを踏まえ、月例給の改定は行わない

(2) ボーナス

年間支給月数を0.15月分引下げ（引下げ分は期末手当の支給月数に反映）

〔一般の職員の場合の支給月数〕

		6月期	12月期	合計
令和3年度	期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行1.275）	2.40月（現行2.55）
	勤勉手当	0.95月（＃）	0.95月（改定なし）	1.90月（改定なし）
	合計	2.225月（＃）	2.075月（現行2.225）	4.30月（現行4.45）
令和4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月
	合計	2.15月	2.15月	4.30月

【参考】職員一人当たりの影響額 △5.5万円（年間給与：勧告前600.2万円→勧告後594.7万円）
（一般行政職 平均年齢41.6歳）

(3) 実施時期

この改定を実施するための条例の公布日

《公務運営関係》

1 採用から退職までの視点に立った人事管理

(1) 人材の確保・育成

- ・ 受験者確保については、本年実施したオンラインによる説明会などが好評であったことから、より効果的なオンラインの活用方法について検討
- ・ A区分技術系試験（大卒程度）は、採用予定者数を確保できない状況が続いているため、積極的な情報発信や試験内容の見直し、合格者に対するフォローアップなど、引き続き取組が必要
- ・ 自己都合退職者数に占める若年層職員の割合が高い状況が続いていることから、任命権者と協力しながら、その要因を調査し離職防止について検討していくことが必要

(2) 全ての職員の活躍推進

- ・ 本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合を更に向上させていくためには、長期的な視野に立った人材育成などに取り組むほか、勤務環境の整備を一層進めることが必要
- ・ 障がい者を対象とした採用選考については、受験者へのきめ細やかな配慮に努めながら、適切に対応
- ・ 定年引上げについては、令和5年4月の施行に向けて所要の準備を進めるとともに、その影響を踏まえ、高齢層職員の任用の在り方についても検討を進めることが必要

2 勤務環境に関する課題

(1) 働き方改革の推進

- ・ 感染症対策の長期化により職員への負担が懸念されることから、職員の健康確保に最大限留意し、過度な時間外勤務が生じないように努めることが必要
- ・ 勤怠管理システムの導入により勤務状況の把握が容易となることから、管理職員は、適切な業務マネジメントを行い、勤務時間の適正な管理に努めることが必要
- ・ 教員の長時間労働の是正に向けて、これまでの取組の成果と課題を検証し、引き続き実効性のある取組を着実に進めていくことが必要
- ・ 「道庁テレワークデイズ2021」などの取組で明らかになった課題や効果を整理し、職員が多様な働き方を選択できるような環境づくりを進めることが必要

(2) 勤務環境の整備

- ・ 仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進に向けて、男性職員の育児休業取得率の更なる向上や各種休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等に取り組んでいくことが必要
- ・ 人事院の育児休業取得回数の制限緩和に係る意見の申出や、不妊治療・出産・育児に係る休暇の改善に関する報告を踏まえ、両立支援制度充実に向けた検討を進めることが必要
- ・ 管理職員を含め、長時間勤務となっている職員に対しては、産業医の面接指導などを確実にを行い、健康管理に努めることが必要
- ・ ハラスメントのない職場環境づくりに向けて、職員の理解を深めるほか、相談窓口の周知徹底や相談事例を今後の業務に役立てるなど防止対策に一層取り組むことが必要

3 服務規律の確保

- ・ 職員の服務規律の確保と法令遵守の徹底のため、職員への指導に粘り強く取り組むことや、積極的なコミュニケーションに努め、風通しの良い職場環境を作っていくことが必要

4 給与の支払監理の実施状況

(1)実施部局及び実施日

任命権者	実施部局	実施日
知事部局	総務部人事局職員事務課	令和4年2月15日
教育委員会	教職員局教職員事務課	令和4年2月25日
警察	警察本部警務課	令和4年2月8日

(2)実施結果

ア 扶養手当

行政職給料表8級相当の職員の扶養手当の届出、認定、関係書類等を調査し、適正に手当額の決定、改定等が行われていることを確認した。

イ 寒冷地手当口

行政職給料表9級相当以上の職員のうち配偶者に対する扶養手当が支給されないこととなった者について、寒冷地手当の世帯区分や収入状況等を調査し、適正に決定されていることを確認した。

ウ 住居手当

住居手当の届出、認定、関係書類等を調査し、適正に手当額が決定、改定されていることを確認した。

5 勤務条件についての措置要求

(1)係属状況

	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新 規	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部容認	一部容認	全部否認		
給 与											
旅 費											
勤務時間		1	1								1
休 暇											
執務環境		1	1	1						1	
厚生福利											
転 任											
任 用											
その他											
計		2	2	1						1	1

(2)完結事案一覧表

事案番号	要 求 者	要 求 内 容	完結年月日	判 定
令和3年(措)第2号	高等学校事務職員	教職員による生徒へのマスク着用の指導徹底等	令和4年3月29日	一部棄却 一部却下

(3)完結事案の概要

ア 教職員による生徒へのマスク着用の指導徹底等：令和3年(措)第2号(要求者 高等学校事務職員)

<事案の概要>

要求者は、本校においてはマスク未着用の生徒や教職員が多数いるような状況は、北海道教育委員会が定める新型コロナウイルス感染症の対策基準を満たしておらず、労働安全衛生法にも反しているため次のような措置を講じる必要がある。

- ・校長は、教職員に対して、生徒がマスク着用を徹底するよう指導すること
- ・上記の指導・監督状況について、校長は、随時、北海道教育委員会に報告すること。
- ・上記によっても、生徒がマスク着用を徹底できない場合は、部活動を休止すること。

<判定の要旨>

- ・北海道教育委員会から校長に対して、マスク着用を含む感染症対策の徹底について繰り返し通知され、生徒に向けて周知された事実が認められることから既に実現しているといえるので、要求者の求める内容については、理由がない。
- ・教職員に対する指導・監督状況を北海道教育委員会に報告することについては、同委員会及び校長がその責任と権限によって対応すべき行政上の管理及び運営に関する事項であり、部活動の休止の判断についても同様に、校長の責任と権限においてなされるべき管理運営事項であるから、いずれも、当委員会として取り上げることはできない。

6 不利益処分についての審査請求

(1) 係属状況

区分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への 繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分											
降給											
降任											
休職											
分限免職		1	1								1
懲戒処分											
戒告											
減給	2		2					1	1	2	
停職											
懲戒免職		1	1						1	1	
転任											
その他											
計	2	2	4					1	2	3	1

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	請求人	処 分 の 内 容	完結年月日	判 定
令和2年(不)第1・2号【併合】	知事	知事部局職員	減給3月(1号) 減給1月(2号)	令和3年9月14日	処分承認(1号) 処分修正(2号) ※減給1月→戒告
令和3年(不)第2号	教育委員会	小学校教諭	懲戒免職	令和4年3月15日	処分承認

(3) 完結事案の概要

- ア (ア) 業務完了の偽装を了承するなどして、委託料を交付させた：令和2年(不)第1号(請求人 知事部局職員)
 (イ) (ア)の上司の意向を受けて報告書を作成し、委託料を交付させた：令和2年(不)第2号(請求人 知事部局職員)

<事案の概要>

請求者らは、公社に委託した用地取得業務について、公社から協議のあった業務完了の偽装を了承し、委託業務完了検査報告書を作成させるなどして、未完了業務に係る委託料を交付させた。

<判定の要旨>

(ア) 本件打合せに参加した部下職員に対して、本件委託業務完了検査報告書を作成させる意向が明確に存在しており、また、本件処分の量定を減給3月とした処分者の判断は重きに失するということではなく、その量定判断に違法または不当な点は認められない。

(イ) (ア)の上司に対して、本件委託業務について事故繰越ができないかを尋ね、不可との回答を受けたことなどを考慮すると、(ア)の上司意向を受けたと認められ、また、(ア)の上司らに比べると、関与の程度や悪質性は相当低い言わざるを得ず、処分者が主張するような不正への関与に係る積極的な動機も特段見出し出すことはできないものの、懲戒処分が全く該当しないとまで言えるほどの軽微なものといえることはできない。しかし、平等原則の観点から、請求者その他の被処分者との間の量定の差において均衡を失し、社会通念上妥当を欠いているといえることから修正されるべきものである。

- イ わいせつ行為：令和3年(不)第2号(請求人 小学校教諭)

<事案の概要>

請求者は、出会い系アプリやSNSを通じて知り合った女性が18歳未満であることを知りながら、3度に渡って、別々の女性3人に対して、現金を供与して性的行為を行った。

<判定の要旨>

教員は、我が国の将来を担う児童制度の健全な育成のため社会一般のルールやモラルを教え導く等の立場にある請求者が、児童売春に相当する本件非違行為を僅か3か月の間に立て続けに行ったことは、規範意識の欠如が顕著であるといえるほか、強い社会的な避難に値するものであり、本件処分の量定が請求者にとって前記のような重大な不利益を伴うものであったとしても、処分者が本件処分を選択したことには妥当性が認められる。

本件処分が他の事例と比べて重く公平性を欠くとはいえず、また、精神疾患による事情聴取等への影響があったとの請求者の主張は認められない。処分者が本件非違行為に対する処分の量定として免職を選択したことに、裁量権の逸脱又は濫用は認められず、懲戒免職処分を承認するのが相当である。

7 労働基準監督機関としての職権の行使

(1) 対象事業場

区 分	労基法別表第1第12号	官公署	計
事業場数	12	11	23

(2) 特定機械等の設置及び検査状況（令和3年度末現在）

区 分	ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン	合 計
前年度末設置数 A	586	220	1	3	810
落成検査実施数 B	7	4	0	0	11
変更検査実施数	0	0	0	0	0
使用再開検査実施数	9	0	0	0	9
廃止数 C	11	7	0	0	18
今年度末設置数 A + B - C	582	217	1	3	803

8 公平委員会の事務の受託

団 体 名	受託年月日
北海道市町村職員退職手当組合	昭和37年9月1日
北海道市町村備荒資金組合	昭和37年9月1日
北海道市町村総合事務組合	昭和37年9月1日
苫小牧港管理組合	昭和40年11月1日
石狩湾新港管理組合	昭和53年11月1日